

概要版

第2次下妻市環境基本計画 【地球温暖化対策実行計画】



令和5年3月

下妻市

計画策定の主旨

本市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に進めていくために、「下妻市環境基本条例」を平成24（2012）年9月に制定しています。本条例では、下妻市の環境を将来に引き継ぐために、市、市民、事業者の責務や役割、施策などの基本的条項を定めています。

「環境基本条例」に掲げる基本理念の実現に向けて、平成25（2013）年3月には、環境の保全と創造のための施策を総合的に推進していくため、「下妻市環境基本計画」を策定しました。「第5次下妻市総合計画」に掲げている将来像の実現に向けて、「みんなの心が育む 人と環境にやさしいまち しもつま」を環境将来像とし、各種施策を進めてきました。

平成29（2017）年度には「第6次下妻市総合計画」が策定され、将来像である「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～」を環境面から具体化するため、環境基本計画の見直しを行いました。

策定から10年が経過し、計画期間が令和4（2022）年度で終了することから、環境をめぐる情勢や社会経済状況の変化に対応すべく、さらには本市における環境問題の解決や将来に向けた環境政策のさらなる推進を図るため、「第2次下妻市環境基本計画」を策定します。

なお、本計画では、昨今の地球的規模で問題となっている地球温暖化及びカーボンニュートラルに関する施策の統合を図り、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を包含する内容とします。

計画の位置づけと役割

第2次下妻市環境基本計画は、「第6次下妻市総合計画」に掲げている本市が目指す将来像「人と自然を活かし、住みよさを創るまち しもつま ～住み続けたい、選ばれるまちを目指して～」の実現に向けて、本市における環境保全に関する施策を総合的に推進することを定めた「下妻市環境基本条例」に基づき、環境施策の基本的な考え方（基本目標・基本施策）を示すものです。

本計画は、関連する他の計画や国・県の環境基本計画、環境保全活動への取組とも連携して、市・市民・市民団体・事業者が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていく際の指針となるものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づく、地球温暖化対策実行計画を包含した計画として位置づけます。

計画の構成

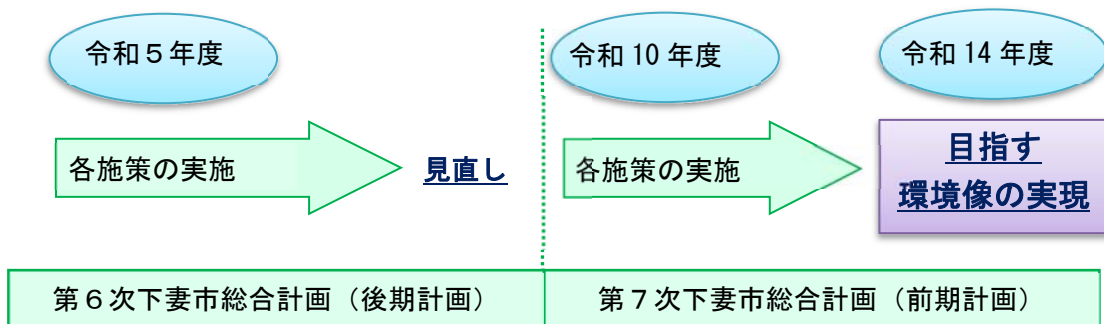
本市を取り巻く状況を踏まえ、本計画では、以下のような項目について取りまとめます。

また、本計画の5章を「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条に基づく地球温暖化対策実行計画として位置づけます。

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 環境の現状と課題
- 第3章 計画の目標と施策の方向性
- 第4章 目標実現のための施策
- 第5章 地球温暖化対策実行計画
- 第6章 計画の推進

計画の期間

令和5年度から令和14年度までの10年間の計画期間とします。ただし、社会経済状況の変化、科学技術の進展、国・県の関連する計画の変更や令和10年度に策定される第7次下妻市総合計画との整合性を考慮し、5年間で計画及び目標値の見直しを行うこととします。



環境将来像

本計画は、第6次下妻市総合計画に掲げる将来像との整合を図りつつ、環境面から市の目指すべき環境像を次のように設定します。

自然と共生する 環境にやさしいまち しもつま

施策の展開

目指すべき環境像を実現するために、本市の環境に関する現状などを踏まえ、次の4つの基本目標を設定し、市・市民・事業者が一体となり環境の保全及び創造を推進します。

基本目標		施策
I	安いで快適な生活環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した都市形成 ● 公害対策 ● 安全で安心な上水道 ● 生活排水処理の推進
II	豊かな自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全 ● 公園などの適正な維持管理・緑化 ● 歴史・文化と自然豊かな環境の継承 ● 環境に配慮した河川整備 ● 自然環境共生型農業
III	環境にやさしい循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観・環境美化 ● 廃棄物の適正処理 ● 5Rの推進 ● 環境にやさしい人材の育成
IV	気候変動に適応した脱炭素社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー導入の推進 ● 省エネルギーの推進 ● 地球温暖化への適応

I 安心で快適な生活環境の創造



私たちの生活環境において河川や水辺などは、人々にやすらぎとふれあいを提供する場や、多様な動植物の生息・生育地として重要な空間となっていますが、大気汚染や水質汚濁などの影響による危険にさらされています。大気汚染や水質汚濁の未然防止・監視や、良好な水空間の保全・維持を図り、公害のないきれいなまちづくりを推進し、市民が健康で安全・安心に暮らせる社会を形成することを目指します。

施策 ・ 環境に配慮した都市形成 ・ 公害対策 ・ 安全で安心な上水道
 ・ 生活排水処理の推進

市・市民・事業者の取り組み（抜粋）

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 下妻市公共施設等マネジメント計画に基づき、計画的な公共施設の更新・統廃合・長寿命化を進め、効率的な公共施設の管理を実施するとともに、新たな活用法を探り、地域の活性化につなげます。 ● 市民や事業者に対し、周辺環境への迷惑行為を含む公害を発生させない生活様式や事業活動を推進させる一方、水質汚濁発生の際は、関係機関および専門機関と連携しその対応にあたります。 ● 浄水場および配水場の適切な管理・運用を行うとともに、安心でき、安定した給水体制を維持します。 ● 下水道未加入者への戸別訪問を定期的実施し、下水道加入率の向上を図るとともに、排水設備の適正な設計審査および完了検査を実施し、指定工事店への法令遵守の徹底を求めています。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の憩い・交流・レクリエーション・癒しの場である公園や河川・池沼の環境保全の活動に参加します。 ● 住み良い生活環境を守るため、迷惑となるような音の発生や野焼きなどで公害を出さないよう注意し、近隣や地域社会に配慮した生活を心がけます。 ● 市営水道に加入します。 ● 公共下水道に接続できない区域については、合併処理浄化槽の設置を図り、水質浄化に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地の整備と景観保全に結び付く活動や取組に参加・協力します。 ● 光化学スモッグなどの大気監視測定値に注視し、注意報発令時などには、ばい煙排出量を減らすよう協力します。 ● 節水意識を高めるとともに、雨水の有効利用、雨水浸透ますの設置に努めます。

II 豊かな自然環境と生物多様性の保全



本市の美しい自然は、人々に潤いや恵みをもたらすとともに、様々な動植物の生息・生育の場となっています。この豊かな自然環境を保全し、次世代へ引き継いでいくことが重要です。そのために、市民一人ひとりが自然環境に対する関心を高めていくとともに、保全活動を通して多様な動植物の生息・生育環境の保全とその活用に努め、自然と人、動植物が共生するまちづくりを目指します。また、私たちの周辺には、憩いや交流、癒しの場となる公園や緑地、心を豊かにする田園風景や、歴史的・文化的遺産などが多く残されており、後世に受け継いでいくことが求められています。これらの歴史や文化を適正に保存・管理し、風土と調和した魅力あるまちづくりを目指します。

- 施策** ・ 生物多様性の保全 ・ 公園などの適正な維持管理 ・ 緑化
 ・ 歴史・文化と自然豊かな環境の継承 ・ 環境に配慮した河川整備
 ・ 自然環境共生型農業

市・市民・事業者の取り組み（抜粋）

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の生息・生育環境の保護を推進し、開発や造成による環境の悪化が低減されるよう、開発事業者への助言・指導を行います。 ● 市民の憩いの場である公園について、安心・安全に利用していただけるよう、公園利用者の利便性向上のための適正な維持管理を行います。 ● 大規模な開発行為については、環境アセスメントや大規模開発行為の事前協議など、既存制度の適正な運用を図るとともに、開発事業者に対して自然環境への配慮を促します。 ● 雑草などが生育する遊休農地の活用方法を検討し、荒地の適正な管理を促します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来生物について、生活環境における被害、生態系への影響に関する理解を深めるとともに、飼育・栽培中の外来生物は野外に捨てたり逃がしたりしません。また、特定外来生物は飼育・栽培しません。 ● 歴史的遺産の保存や自然環境の保全などの協力・支援に努めます。 ● 河川などの清掃に参加し、水辺の美化活動に協力します。 ● 自然環境に配慮した地元で取れた農作物を利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発や造成による環境への影響を事前に調査し、野生動植物の生息・生育環境の悪化を回避するよう努めます。 ● 地域の公園や緑地の管理・保全活動に積極的に参加します。 ● 地域の歴史・文化を尊重しながら、まちづくりに参加・協力します。

Ⅲ 環境にやさしい循環型社会の構築



持続可能な社会を実現するために、使い捨てを基本とする大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルと経済活動から脱却し、環境にやさしい循環型社会への転換が求められています。

本市では、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を基調に、さらにプラス2R（リフューズ：断る、リペア：直す）を追加した5Rを推進し、天然資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図ります。また、食品ロスやプラスチックごみ対策を進め、ごみの減量化を図り資源を大切に利用する循環型社会づくりを目指します。

施策 ・ 景観・環境美化 ・ 廃棄物の適正処理 ・ 5Rの推進
 ・ 環境にやさしい人材の育成

市・市民・事業者の取り組み（抜粋）

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙などを通じて、ごみの適正な処理方法、生ごみ処理機器購入補助金制度、不法投棄の現状や防止活動の取組を周知し、それらの啓発の徹底を図ります。 ● 分別収集の徹底及びごみ集積所の適正な配置に努め、管理主体である自治会などによる環境衛生の向上について、必要に応じて指導を行います。 ● 幼稚園・保育所・小中学校では、発育段階に応じた身近で体験的な環境教育・環境学習を推進します。また、親子で参加できる環境教育・環境学習講座や自然観察会の実施を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 魅力あるまちなみを創出するために、景観にかかる身近なルールについての理解を深め、実践します。 ● 排出する可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみについては、分別の徹底を実行し、ごみ減量の推進と回収に支障をきたさないように努めます。 ● 食品ロス削減について、食事の準備の際に出る野菜・果実類の過剰な除去や廃棄してしまう食材を見直します。 ● 市や市民活動団体が開催するイベントに積極的に参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や市が取り組むまちづくりに協力し、情報共有に努め、地域や景観との調和に配慮します。 ● 廃棄物の不法処理などを行わないようにして、環境を大切にします。 ● ごみの減量・資源化に取り組むとともに、小売店などにおいては簡易包装の推進に努めます。

IV 気候変動に適応した脱炭素社会の推進



地球温暖化やオゾン層破壊のような地球規模の環境問題については、国際的にも積極的な取組が推進されており、世界の人々の参加による取組が求められる重要な課題となっています。

本市では、再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー化を進め、地球環境に貢献する脱炭素社会づくりを目指します。また、地球温暖化への適応に関する取組の推進、適応情報等の共有など、安心して暮らせる環境を創出します。

施策 ・ 再生可能エネルギー導入の推進 ・ 省エネルギーの推進 ・ 地球温暖化への適応

市・市民・事業者の取り組み（抜粋）

市	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・工場及び事業所における太陽光発電システムの普及・促進を図ります。 ● 住宅におけるエネルギーの効率化や有効活用を図るため、定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）の設備導入に対し、補助金を交付します。 ● モビリティ・マネジメントによる公共交通機関や自転車の利用拡大を進めるとともに、燃料消費を抑えたエコドライブを推進します。また、公用車の次世代自動車の導入を進め、市民や事業者への普及を推進します。 ● 予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、下妻市防災マップを周知し、市民の防災意識の向上に取り組みます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金制度を活用し、家庭用太陽光発電システムや定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）の設置に努めます。 ● 身近な自然に親しむとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践します。 ● 次世代自動車の購入や、エコドライブを実践するとともに、自転車や公共交通機関の積極的な利用に努めます。 ● 日頃から節水や雨水利用等に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電施設を設置する際には、自然環境や市民生活に支障を来すことがないよう配慮します。 ● 再生可能エネルギー設置などの支援策の情報を収集し、導入に努めます。 ● 省エネルギーに関する診断の実施を検討するなど、省エネルギー・省資源の取組を推進します。 ● 気候変動への適応策について知り、出来る取組を実践します。

地球温暖化対策実行計画

実行計画策定の趣旨

本実行計画では、下妻市の地域特性を踏まえ、国や県の進める地球温暖化対策と整合を図り、市・市民・事業者それぞれが行う取組を定めるものです。市内の温室効果ガスの排出量を削減することにより、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

本実行計画の位置づけ

本実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「事務事業編」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「区域施策編」を策定するものです。

実行計画の期間

本実行計画の期間は、環境基本計画と同じ令和5年度から令和14年度までの10年間とします。ただし、環境基本計画の見直しにあわせて、5年間で計画及び目標値の見直しを行うこととします。

対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類を対象とします。

二酸化炭素(CO₂) メタン(CH₄) 一酸化二窒素(N₂O) ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)
パーフルオロカーボン類(PFCs) 六フッ化硫黄(SF₆) 三フッ化窒素(NF₃)

事務事業編

温室効果ガス排出量の推移

旧実行計画「事務事業編」の計画期間における目標年度(令和3年度)の温室効果ガスの総排出量は、目標(基準年度の5%削減)を達成し、基準年度(平成29年度)と比較して19.2%減となっています。

温室効果ガス総排出量の削減目標

国と同様に、2030年度目標である平成25(2013)年度比46%削減を実現するため、事務事業における温室効果ガス総排出量を今後の5年間で20%削減することを目標とします。



基準値：2,444,954kg-CO₂/年(令和3年度)
目標値：1,955,961kg-CO₂/年(令和9年度)
(参考)2013年度実績値2,745,193kg-CO₂/年

区域施策編

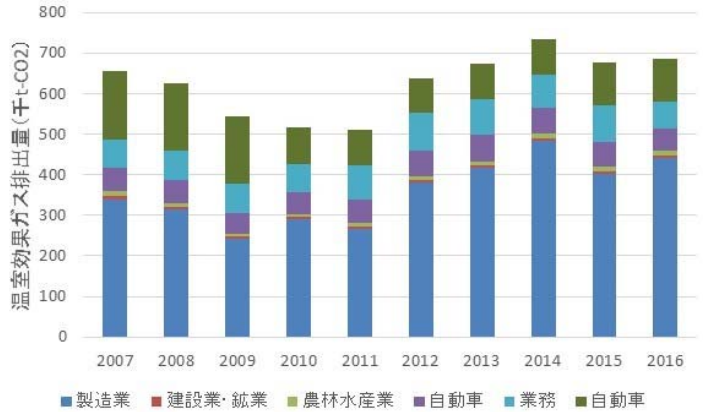
目標年度

国と同様に、2030年度は平成25（2013）年度比46%削減、2050年はカーボンニュートラルの実現を目指します。

温室効果ガスの排出量の推移

本市における温室効果ガスの排出量の推移を整理した結果を以下に示します。

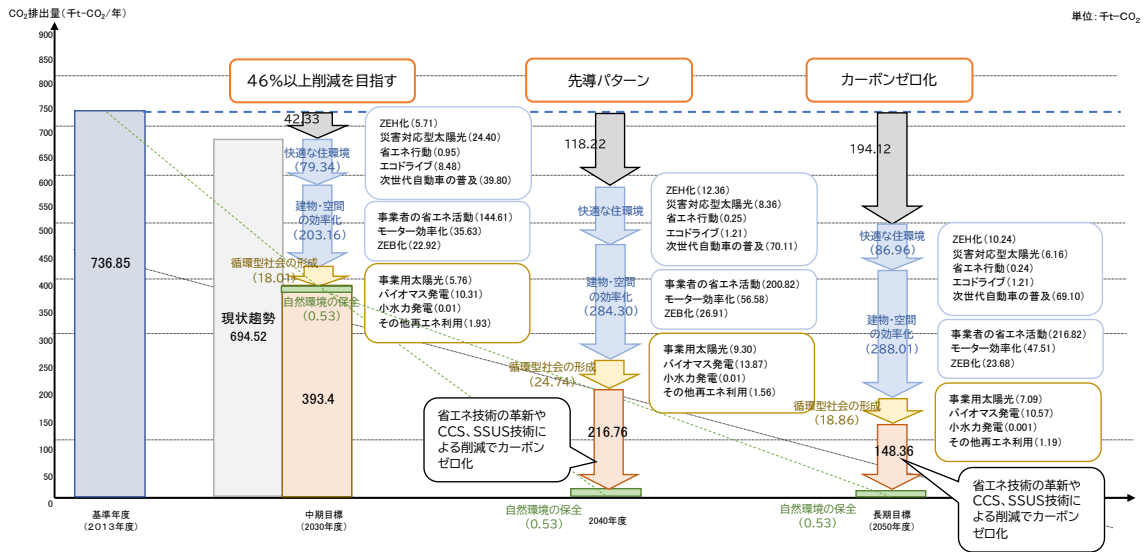
平成25（2013）年度を基準年度として、平成28（2016）年度は温室効果ガスが1.78%増加しています。



脱炭素シナリオ

脱炭素シナリオを以下に示します。

なお、2050年度における脱炭素社会の達成に向けては、産業部門の省エネ技術の革新やCO₂回収技術、発電所や化学工場等から排出されたCO₂をほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入する技術（CCS）、分離・貯留したCO₂を利用して新たな商品製造やエネルギーに変換する技術（CCUS）といった先進技術の普及、並びに次世代自動車の普及や再生可能エネルギービジネスの拡大が不可欠であると考えられ、2030年度における進捗状況を踏まえた計画・シナリオの見直しを行います。



脱炭素シナリオ実現のための施策

脱炭素シナリオを実現するため、「快適な住環境」「建物・空間の効率化」「自然環境の保全」「循環型社会の形成」の4つの基本施策について、市が取り組む具体的な施策と市民・事業者の役割を示しています。

市・市民・事業者の役割（抜粋）

快適な住環境	市	● 建物の新築時や改築時に合わせて省エネや再エネを活用したゼロエネルギー住宅（ZEH）の普及を推進します。
	市民	● 省エネに努め、低炭素型のライフスタイルへの転換を目指します。
	事業者	● クールビズやウォームビズを推進し、環境にやさしい空調運転に努めます。
建物・空間の効率化	市	● 省エネ法に基づくエネルギー使用量が一定規模以上の事業所等の取組状況などを地域内に広く情報提供を行い、自主的な温室効果ガスの排出削減活動を推進します。
	市民	● 照明のLED化、高効率給湯機（エコキュート、エネファーム等）への更新、冷蔵庫やエアコンなどの古い家電製品をトップランナー基準を満たす機器へ買い替えるなど、設備の消費エネルギーの削減に努めます。
	事業者	● 建物を改修する場合、断熱化などの省エネ改修を検討します。
自然環境の保全	市	● 二酸化炭素の吸収源となる緑地について、都市公園を中心に市の緑地や砂沼、河川などみどり豊かな区域の適正な維持管理・保全に努めていきます。
	市民	● 里山・まち山の保全整備に取り組むとともに、間伐材の活用を図ります。
	事業者	● 地域の緑化活動への参加に努めます。
循環型社会の形成	市	● 地域内の有効地（調整池を含む）を活用してPPA（電力販売契約）やソーラーシェアリングなど官民連携の太陽光発電を推進します。
	市民	● 木質バイオマスや畜産ふん尿などの地域資源の活用による、地域課題の解決に向けた再生可能エネルギーの導入・利用の検討に参加します。
	事業者	● 農業従事者は、ソーラーシェアリングに関する情報を積極的に入手し、農地への導入を検討します。

第2次下妻市環境基本計画

【地球温暖化対策実行計画】 【概要版】

発行年月／令和5年3月

発行／下妻市市民部生活環境課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

